

令和 8 年 7 月 17 日

岩見沢市議会

議長 峯 泰 教 様

岩見沢市 7 条西 2 丁目 6

岩見沢建設協会

会長 及 川



岩見沢市における国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

日頃より、当協会の活動に対しまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会の会員企業は、岩見沢市発注の工事や業務をはじめ、北海道開発局や北海道が発注する市内の工事や業務においても、地域の担い手として中心的な役割を果たしており、市内における社会資本の整備や維持管理につきまして、関係部署と協働しながら取り組んでおります。

近年、地球温暖化に伴う気象現象の影響により、全国各地で線状降水帯等による甚大な被害が相次いでおり、防災・減災の観点から治水対策の重要性が一層高まっております。

また、令和 6 年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備、老朽化対策、除排雪の充実・確保など、国土強靱化の取組をより一層推進するためには、国土強靱化に資する社会資本の整備を着実に進めていくことが重要であると考えております。

北海道議会におかれまして、第 2 回定例会において「国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書」が議決され、政府および国会に提出されたところであり、このような効果的な要請活動が、昨年を引き続き行われております。

つきましては、岩見沢市議会におかれましても、同趣旨の意見書をご提出いただくことにより、北海道が一体となった、より効果的な要請活動につながるものと考えております。

別紙のとおり意見書の文案を添付いたしますので、市議会において議決され、関係機関にご進達くださいますようお願い申し上げます。



国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

北海道は豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候などの特性を有し、農畜産物や水産物の全国有数の生産地として国民の食を支えている。また、近年では風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの高いポテンシャルにも注目が集まっており、これらの強みを生かしながら、持続可能で活力ある北海道の実現を目指している。

一方で、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路の未整備区間をはじめ、自然災害による交通障害、幹線道路や通学路での交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えている。

これらの課題解決に向け、次世代半導体、GX、AI・DXといった産業の集積促進、国際競争力の強化、人流・物流の効率化による生産性向上、大規模災害に備えた強靱な地域づくりを一層進めるため、高規格道路から道道・市長村道に至る道路網整備や老朽化対策を着実に進める必要がある。また、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の維持など、冬期の安全・安心の確保も必要である。

よって、国においては、千島海溝や日本海溝周辺での発生が危惧されている海溝型地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応など、国土強靱化を一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 道民の命と暮らしを守り、地域を強く豊かなものとしていくため、計画的かつ長期安定的な道路整備・維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。
- 2 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく、橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に推進し、道路の安全・安心を確保するために、資材価格や人件費の高騰等の影響を踏まえた必要な予算・財源を通常道路予算とは別枠で確保すること。
- 3 高規格道路の未整備区間の解消、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化を進め、災害に強い道路ネットワーク整備を推進すること。
- 4 令和8年度末で期限を迎える公共施設等適正管理推進事業について、道路等の長寿命化推進のため、期限を延長すること。
- 5 冬期の安全な道路交通の確保や通学路等の交通安全対策など、地域生活を支える道路整備や除排雪を含む道路維持の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。
- 6 道路整備の事業評価において、多様な効果も考慮するとともに、社会的割引率を含め、事業の必要性を適切に評価する仕組みを構築すること。
- 7 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制を充実・強化すること。
- 8 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 8 年 9 月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣

岩見沢市 議会議長
峯 泰 教 様

備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行わないことを
求める意見書採択のお願い

地方自治の本旨のもと、住民のみなさんの暮らし、地域経済の振興などに日夜ご奮闘
されていることに敬意を表します。

私ども農民運動北海道連合会は、食料自給率を引き上げ、安全安心な国産農産物をし
っかり守り、農民の経営と暮らし、権利を守るために活動しています。

さて長年の米生産抑制により米不足が生じ、今日米価格が高騰し、国は備蓄米の大量
放出を行いました。その結果安全保障の備蓄米在庫はわずか2週間しかありません。
一方民間在庫は過去最高といわれる水準に達し、2026年産の米作り農家の価格が大
幅に下落し、地域経済が多大な影響をうけることは明らかです。農家は米作りが持続で
き、消費者は値ごろ感ある価格で購入できる政策が必要です。

また、外来病害虫の国内侵入を防ぐために生食用ジャガイモは事実上輸入が禁止され
ていましたが、アメリカの求めに応じて生食用ジャガイモの輸入解禁が行われようと
しています。消費者の健康、食の安全安心のためにも生食用ジャガイモの輸入解禁はす
べきではないと考えています。

北海道経済を支える農業と道民の食の安全安心を守るために、貴議会でぜひ意見書案
を採択していただくことをお願いいたします。

なお、採択の可否に関わらず、審議等の結果をメール、FAX 等でお知らせ頂けると
幸いです。

2026年8月22日

農民運動北海道連合会

委員長 山川 秀正



札幌市東区北24条東1丁目4-5

電話 011-721-3677 FAX 011-751-5301

E-mail : nouminrenhokkaidou@yahoo.co.jp



備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行わ

ないことを求める意見書（案）

2023年産米の米不足から始まった価格高騰で、政府は59万トンの備蓄米を放出し、また20万トンの外国産米輸入、20万トン枠の2025年産備蓄米買い入れ中止、飼料米・加工米から主食米への転換、消費量の減少、作況102による生産増などで米の在庫がふえたことにより、2026年産米概算金は大幅下落し、米作り農民の経営が悪化し、地域経済にも多大な影響をうけることは明らかです。

国が、主食米の生産と供給、地域経済の一端を担う米作り農家の減少をとめるための対策をとることが必要です。

北海道産ジャガイモは国内生産の約8割を占め、北海道畑作の輪作体系の重要な作物です。一方で種芋不足、高齢化、高収益作物への転換などの理由でジャガイモの作付けが減少し、生食用ジャガイモが不足し対策が求められてきました。

今日まで植物防疫法で生食用ジャガイモの輸入は事実上禁止されていましたが、アメリカは生食用ジャガイモの輸入解禁を求めてきています。外来のジャガイモシストセンチュウによる作付制限は、外来病害虫が多大な被害を日本農業に与えることを示しています。生食用ジャガイモの輸入は解禁すべきではありません。

北海道農業を守るために次のことを要望いたします。

1. 備蓄米の買い戻し、買い入れで備蓄水準を早急に回復し、米価下落を防ぎ米作り農家の経営を守ること。
2. 米の再生産を可能とする所得補償・価格保障を行うこと。
3. 生食用ジャガイモの輸入解禁を行わないこと。
4. 生食用ジャガイモの生産支援として所得補償・価格保障を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2026年9月 日

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣

財務大臣 外務大臣 農林水産大臣

令和8年 8月28日

岩見沢市議会

議長 峯 泰 教 様

提出者

〒 068-0058

岩見沢市桜木1条1丁目1

岩見沢市農民協議会

委員長 大串 貴志

Tel 0126-25-3464



「米国産生馬鈴しょの輸入解禁反対等を求める意見書」について

このことについて、別紙のとおり意見書を提出いたしますので、市議会で決議され
関係機関に進達下さいますようお願い申し上げます。



米国産生馬鈴しょの輸入解禁反対等を求める意見書

本道農業は専門的な農家が主体となり、畑作においては重要品目である4品目（麦、大豆、てん菜、馬鈴しょ）を中心に輪作体系の確立を図りながら、特に馬鈴しょでは、生食・加工用をはじめ、でん粉工場とも密接な関係のもと、地域経済・社会を支える基幹作物として重要な役割を果たすなど安全で安心な生産に努めています。

一方、生産現場では、いまだに侵入経路を解明出来ていないシロシストの防除対策に加え、種子馬鈴しょ農家の減少や原原種の萌芽不良などにより、持続的な種子生産に大きな支障をきたしています。

そうしたなかで、2020年3月に米国より、生馬鈴しょの輸入解禁要請が行われて以降、検疫協議が進められてきましたが、今年9月で病害虫リスク評価の作業を終え、次のステージ（リスク管理）に進むとしており、輸入解禁は時間の問題ではないかと生産現場からは大きな不安の声が上がっています。すでに輸入が解禁されているポテトチップ加工用馬鈴しょでも、土壌を除去し、封印後密閉コンテナで輸送され、指定工場へ搬入・処理するなどの厳しい条件のもとで輸入されています。

しかし、生食での輸入解禁は、汎用性が広がり新たな病害虫の侵入リスクを増大させるもので、安全・安心な国産馬鈴しょの供給体制をさらに困難な環境下に陥れ、国内生産に甚大な影響を与える危険性があり、到底受け入れられるものではありません。

つきましては、米国産生馬鈴しょの輸入検疫協議において、食料安全保障の観点に立ち、国内生産に甚大な影響を及ぼさないよう、下記事項を要望いたします。

記

1. 道内のシロシストの侵入原因を究明出来ていない現状にもかかわらず、生馬鈴しょの輸入は加工用の限定輸入以上に新たな病害虫の侵入リスクを高め、国内生産を崩壊させる危険があることから、絶対に輸入解禁を認めないこと。
2. 米国産生馬鈴しょの植物検疫協議については、シロシスト防除対策や種子生産などで現場対応に苦慮しているなかで、輸入解禁を見込んだ報道などにより生産現場に不安が広がっていることから、生産者に対して正確な状況説明を丁寧に行うこと。
3. 近年の萌芽不良など種子馬鈴しょの品質低下に対して、現場に原因分析の情報共有を図るとともに、種苗管理センターへの国の財政支援の強化や種子管理の徹底、作付拡大に向けた種子の確保など、種子の安定供給体制を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026(令和8)年 8月28日

岩見沢市議会 議長 峯 泰 教

(提出先) 内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣 宛